

# 大村市立中央小学校いじめ防止基本方針

大村市立中央小学校

## 【学校基本方針の目的】

本方針は、人権尊重の理念に基づき、中央小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 【いじめ防止に向けての基本姿勢】

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

## 【関係法令】

### ◇教育基本法

#### 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### 第6条2

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### 第10条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### ◇学校教育法

#### 第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

## ◇いじめ防止対策推進法

### 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

### 第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 第9条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## 【めざす児童像】

生活にあらわす		
やさしく（徳）	かしこく（知）	たくましく（体）
<ul style="list-style-type: none"><li>自分を大切にし、自分らしさを發揮できる子</li><li>友達を心配できる子</li><li>協力することの喜びがわかる子</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>集中して学ぶ子</li><li>目標をもち工夫する子</li><li>善悪を判断し、正しい行いができる子</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>規則正しい生活ができる子</li><li>頑張りが利き、我慢ができる子</li><li>よく働き、人のために役立つ喜びがわかる子</li></ul>

## 【いじめ防止対策のための組織】

### いじめ・不登校対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、指導教諭、教務主任、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等による「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### 児童理解の会

毎月一回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解、共通実践について話し合いを行う。

### **【保護者・P T A及び関係機関等との連携】**

- 児童が発する変化に気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学校運営協議会、P T A総会、学級懇談会等で伝えるとともに理解と協力を依頼する。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導及びその保護者に対する助言等を行う。また、事実確認により判明した事実については、適切に情報提供する。
- いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会への速やかな報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、市教育委員会の指導・助言のもと、学校として組織的に動く。

#### **◇保護者の役割**

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や規範意識、正義感などを育む。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが大切である。

- ・日々から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ・子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの些細な変化にも気付くよう努める。
- ・基本的な生活習慣の確立や、情報機器使用のルールの策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ・学校の教育方針や教育活動に対する理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションを図るよう心掛ける。

#### **◇地域における取組との連携**

- ・P T A活動によるいじめ防止等の取組の支援
- ・地域人材の学校教育活動への参画
- ・児童と、家庭や地域の多くの大人が接するような取組推進
- ・公民館活動や青少年健全育成事業への児童の積極的な参加
- ・学校と学童保育施設の連携による児童の状況把握
- ・地区子ども会等での地域における児童の状況把握

## 《いじめ問題への具体的な取組》

### ○学校全体での取り組み

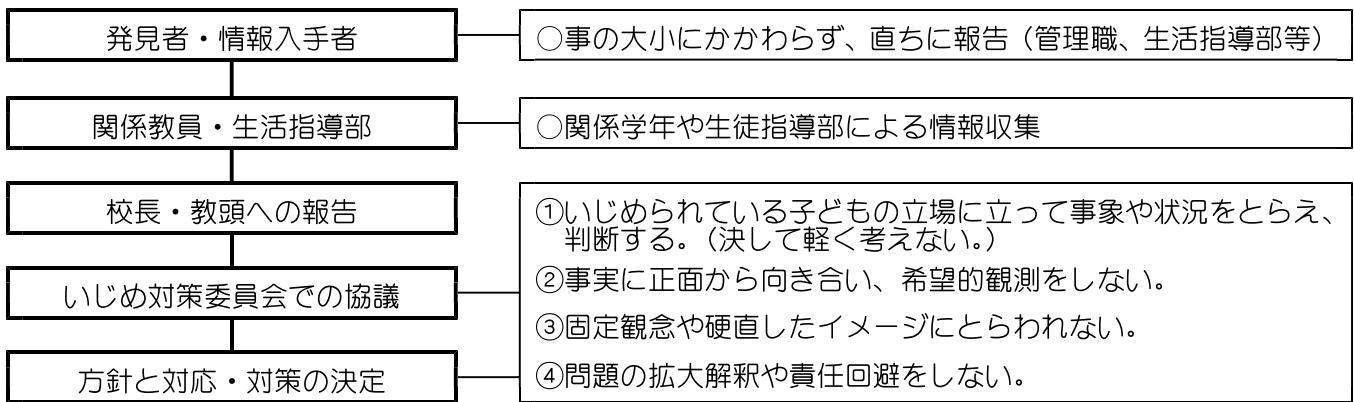
項目	児童に関わること	保護者にかかわること(学校→保護者→子ども)
いじめの未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考え方をもっている人がいることを理解させる。</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力（自己指導能力）を身に付ける。</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじり、傷つけることの、事の重大さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> </ul>
いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを定期的に実施することにより、児童から情報を収集する。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○持ち物・机・椅子・掲示物等にいたずらがあった場合は直ちに対応し、原因を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとの会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないかを観察する。</li> <li>○悩みは何でも保護者に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。</li> </ul>
いじめの早期対応に関すること	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○授業以外でも可能な限り教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの原因や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>○児童の心のケアのため、必要に応じて心の教室相談員、S C等に支援を依頼する。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの原因や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○必要に応じて、子ども家庭課、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○必要に応じて、S S W. S C、その他関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようとする。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力いただく。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、誠意ある対応（謝罪等）をするように伝える。</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるよう伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力いただく。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。</li> <li>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</li> </ul>

いじめの早期対応に関すること	行為が見えにくくない側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。</li> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握し、迅速に初期対応する。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を、子どもに見せるように伝える。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力いただく。</li> </ul>
	いじめた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>○必要に応じて、S S W. S C、その他関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。</li> </ul>
	直接的な関係のない者に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者は、「加害者」にエネルギーを送っていることと同じであることを理解させるとともに、いじめられた児童の苦しみを十分に理解させる。</li> <li>○「傍観者」については、自らの意志で行動することの大切さに気付かせ、いじめや問題行動がおこった場合は、見て見ぬふりをせず、誰かに相談する勇気がもてるよう指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いたとき、傍観者とならず、仲裁したり、相談したりするなど、被害者を助ける側の態度をとることができる子どもに育てる。</li> <li>○「いじめは許さない」という根絶に向けた考え方を理解してもらい、いじめの加害者はもとより、「観衆」・「傍観者」になんてはならないという気持ちを育てるよう伝える。</li> </ul>

## ○家庭や地域での取組

各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の子どもから心を離さず、子どもの寂しさやストレスに気付く親になれるよう啓発する。</li> <li>○いけない行為が見られたときは「叱ることのできる親に！」、頑張ったときは「褒めることのできる親に！」を合い言葉として意識する。</li> <li>○誰かに任せっ放しにすることなく、家族全員で子育てに参加するよう啓発する。</li> <li>○携帯電話やパソコンを使うルールを、保護者と本人で話し合って決める。</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。</li> <li>○子どもたちと顔見知りになるために、出会ったときは挨拶や声かけをお願いする。</li> <li>○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく</li> </ul>

## 《いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応》



### いじめられている子どもへの指導

#### (1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
  - ②不安を除去し、安全を確保する。
  - ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
  - ④苦しみを受容する。
  - ⑤自信回復への積極的支援を行う。
  - ⑥対人関係の回復を支援する。
  - ⑦自己主張への積極的支援を図る。
- (2)いじめられている子どもに寄り添う指導
- ①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
  - ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

#### <保護者への対応と連携>

- 【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】
- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
  - ②誠実に対応する。
- 【学校から第一報を伝える場合】
- ①事が重大であるという受け止めで、誠意が伝わる連絡をする。
  - ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。
- 【その後の対応】
- ①約束事を守る。
  - ②面談や家庭訪問を継続する。
  - ③学校と家庭が情報交換を密にする。

### 観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

- ①加害者に同調することは、いじめを行っていることと同じであることを理解させる。
- ②いじめを受けている子どもが負った心の傷を理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

### いじめている子どもへの指導

#### (1)指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
  - ②カウンセリング・マインド
  - ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢で臨む。
  - ④相手の心を傷つけていることを理解させる。
  - ⑤人権と生命の尊さを理解させる。
  - ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
  - ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
  - ⑧指導を継続し、徹底させる。
- (2)いじめられている子どもの気持ちを理解させる指導
- ①ロールプレイング（役割演技）の活用
  - ②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

#### <保護者への対応と連携>

- 【いじめの事実を保護者に連絡する場合】
- ①家庭訪問をして、事実を確認する。
  - ②いじめられている子どもの状況を知らせる。
  - ③必要以上に原因追及しない。
  - ④子どもとのかかわり方に助言する。
  - ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。
- 【対応するときの留意点】
- ①保護者の気持ちを理解する。
  - ②誠意ある態度で臨む。

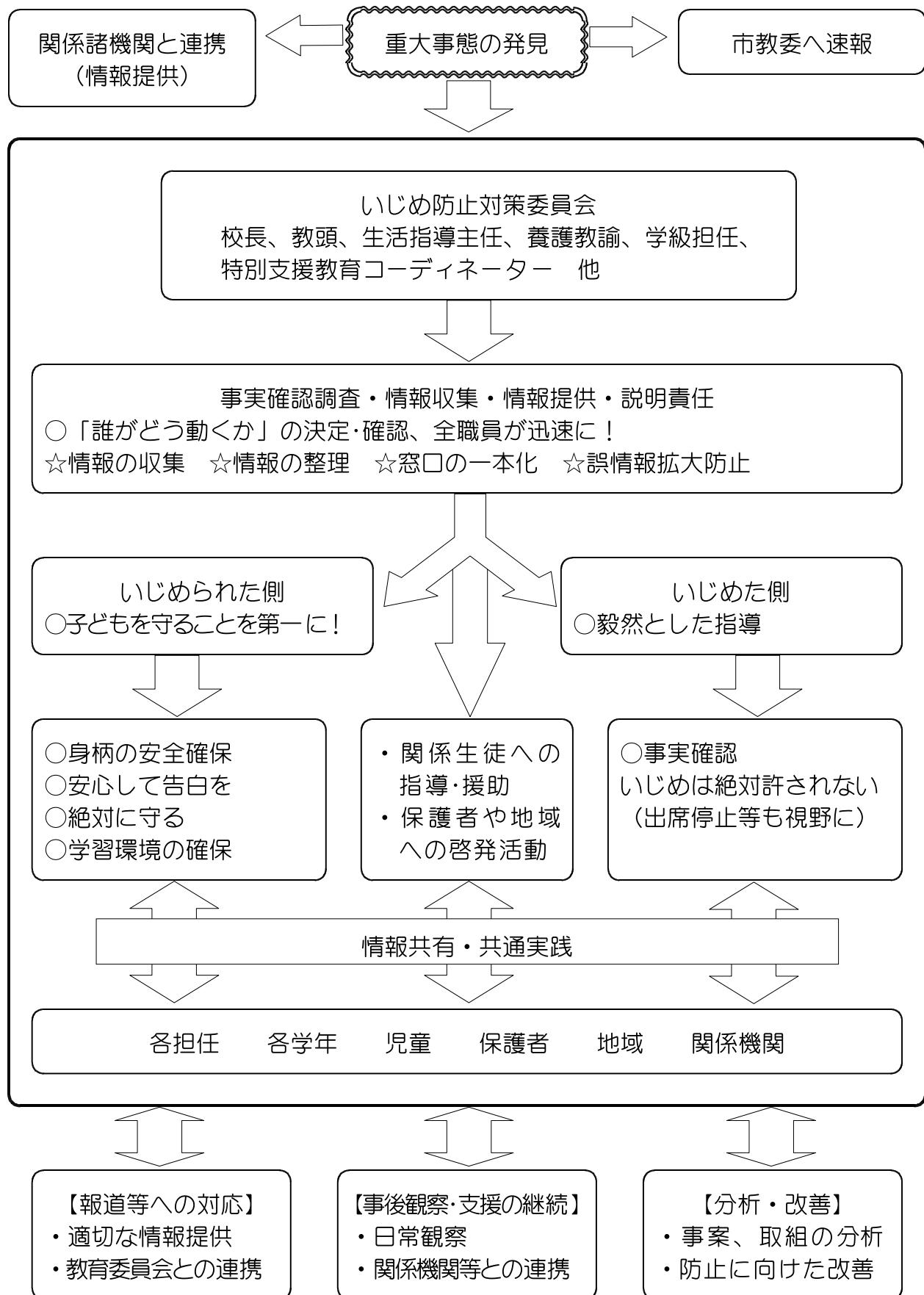
### 傍観者（無関心者）の子どもへの指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことを分からせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、誰かに報告する勇気をもたせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気付かせる。

### 学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じて、いじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりせず、相談できる勇気をもたせる。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥いじめは許さないという教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧「ならぬことはならぬ」という風土を培う。

「いじめ対策ハンドブック」長崎県教育委員会より抜粋  
《重大事態発生時の対処》



## 《いじめ問題への取組についてのチェックポイント》

指導体制	1	いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で共有し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	2	「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	3	いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事實を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制が確立している。
	4	いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	5	お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識をもち、いじめる側が悪いという明快な一言を毅然とした態度で指導している。
	6	いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	7	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	8	児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を行っている。
	9	教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	10	児童の生活実態等について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	11	校内に児童の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童には不安や悩みの解消に向け適切に働きかけている。
	12	教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	13	いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	14	いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	15	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	16	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
	17	年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし保護者や地域の理解を得るように努めている。
	18	いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	19	学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	20	P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。

長崎県教育委員会作成